

出資配当についての公告

2017年6月8日

京都生活協同組合

2017年6月8日第53回通常総代会が開かれ、出資配当について議決しました。定款第84条第4項に基づき、下記のとおりお知らせします。

記

1. 出資配当率 0.25%

2. 出資配当を受ける組合員資格

2016年度末(2017年3月20日)に出資金現在高を有する組合員で、第53回通常総代会当日(2017年6月8日)に在籍している組合員であること。

3. 出資配当の扱い

各組合員の出資残高に源泉税(20.42%)徴収後の金額を仮振替します。この出資配当金は払い戻しをすることができます(配当金額については「出資配当金と出資金現在高のお知らせ」でお確かめください)。払い戻しを請求される時は総代会の終了の日から6ヵ月を経過する日までに出資証書を呈示し、生協所定の申請用紙を提出してください(払い戻し方法は金融機関口座振込とし、上記請求のあった日から14日以内に行います。なお、総代会の日から6ヵ月を経過する日までに出資配当金払い戻し請求がない時は、出資配当金を出資金に振り替えることに同意を得たものとします)。

出資金増強および振込手数料の費用負担を軽減するために出資金への振替にご協力いただきますようお願いいたします。

4. 出資配当金のお知らせ

組合員ごとに、「出資配当金と出資金現在高のお知らせ」を作成します。支部所属の方へ7月3日以降の商品配達時にお渡しします。店舗所属の方と支部所属の一部の方へは7月3日以降に郵送でお届けします。

以上